

# 福岡よかところ起業支援金について

令和3年度

〈一次募集〉のご案内

## 福岡よかところ起業支援金

地域課題の解決を目的として、福岡県内で新たに起業する方、事業承継または第二創業する方に対して、補助金を交付し、事業の立ち上げを支援します。

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター 経営支援部 企画調整課

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町9-15

福岡県中小企業振興センタービル6階

電話：092-622-5432

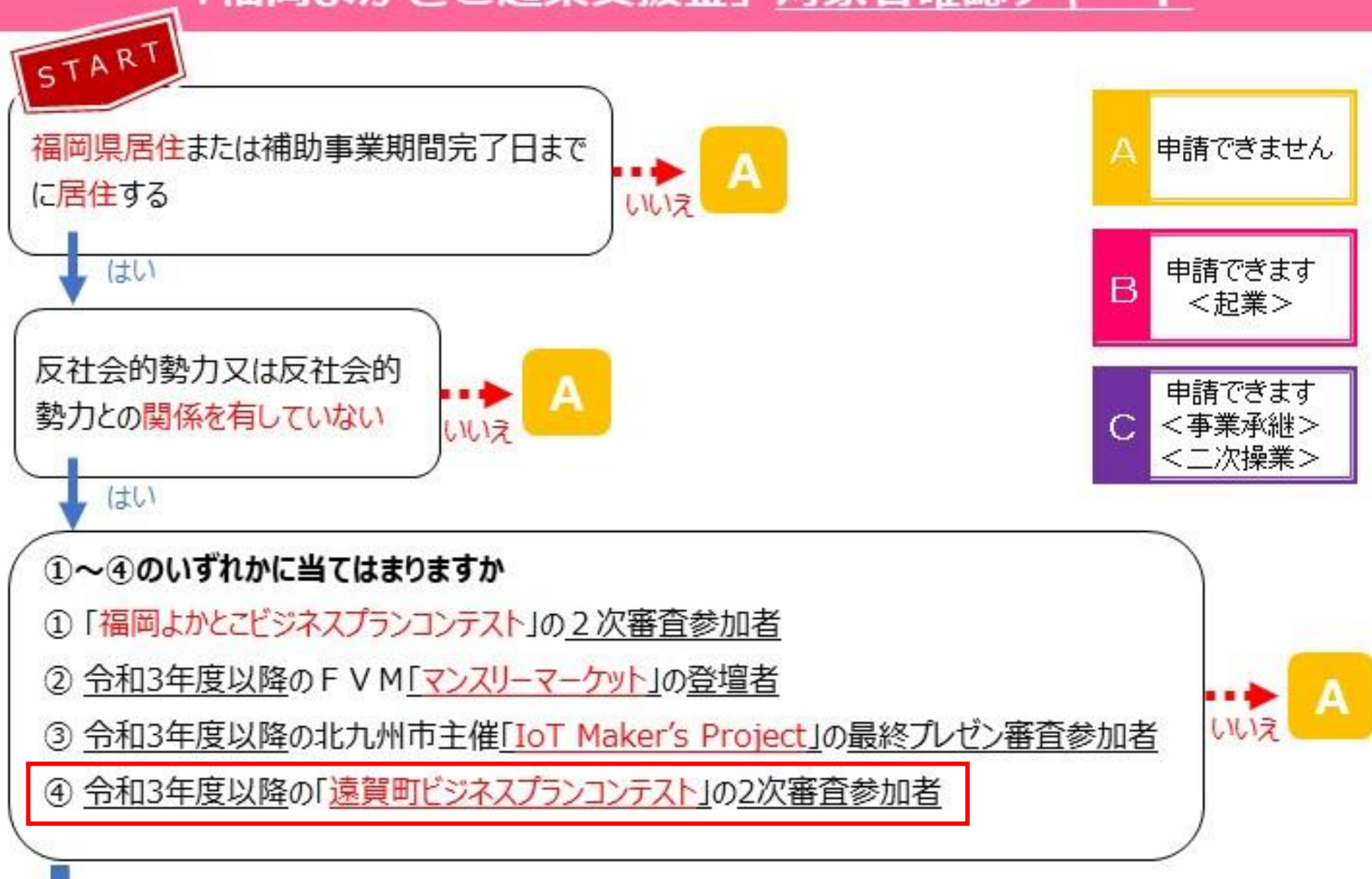
メール：kigyo@joho-fukuoka.or.jp

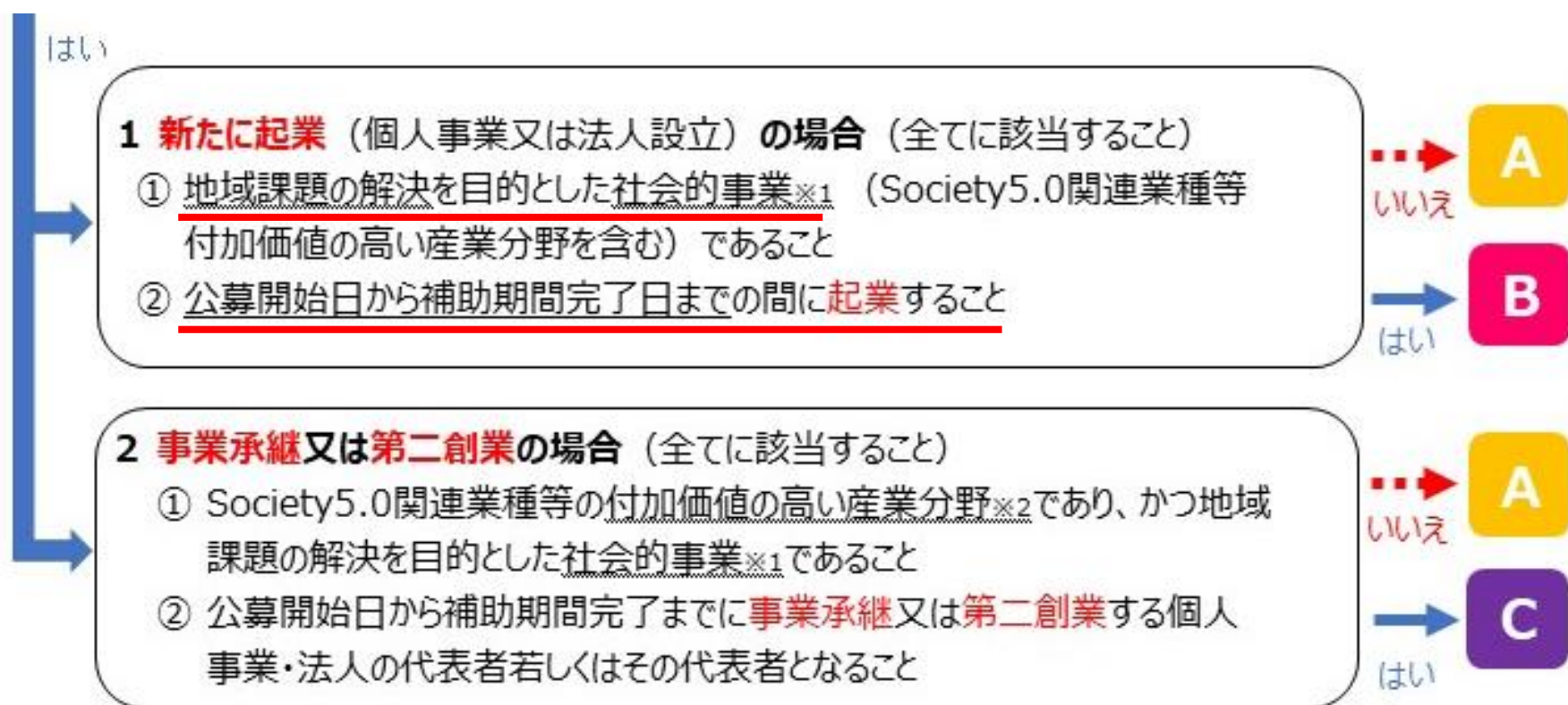
ホームページ：https://fy-kigyo.com

この説明資料は、福岡よかところ起業支援金事務局作成資料の一部を抜粋したものです。

本日の資料は一次募集のものであり、**9月～10月に二次募集が予定**されています。

# 「福岡よかところ起業支援金」対象者確認チャート





※1：社会的事業の要件（全てに該当すること）

ア 福岡県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

※2：未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する事業

#### 「Society 5.0」とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）と内閣府の『第5期科学技術基本計画』にて定義されています。

【補助額】 上限200万円

【補助率】 対象経費の2分の1以内

【補助対象経費】

● 新たな起業または事業承継、第二創業に要する経費

(人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、借料、旅費、外注費、調査費、広報費等)

※上記の費目であっても対象とならない経費もあります。詳細については、「応募要領」でご確認ください。

【補助対象者】 裏面の「対象者確認チャート」をご参照ください。

【補助事業期間】 交付決定日～令和4年1月31日】

【応募方法】 「応募要領」を熟読のうえ、交付申請書等必要書類を下記まで提出してください。 ※「応募要領」、様式はホームページからダウンロードしてください。

【公募期間】 ~~令和3年5月17日(月)～令和3年6月25日(金)~~

※二次募集公募期間 令和3年9月1日(水)～10月8日(金) 予定

## 1. 事業の目的

福岡よかここ起業支援金（以下「起業支援金」という。）事業は、地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を福岡県内で起業する者等に対し、必要な経費の一部を補助することを目的とします。

## 2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、以下の（1）の①から⑥または（2）の①から⑥の要件をすべて満たす者です。

### （1）新たに起業する場合

補助対象者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- ① 本事業の公募開始日以降、本事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等（以下「法人」というの設立を行い、その代表者となる者であること。なお、法人役員が個人で新たに法人を設立又は個人事業を開始する場合、また、個人事業主が新たに法人を設立する場合は、実施する事業が、法人・個人が行う申請時の既存事業とは明確に異なる新たな事業と見做されなければなりません。また、新たな法人設立において、みなし大企業となる場合は対象となりません。
- ② 県内に居住していること、若しくは本事業の事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を福岡県内で行う者であること。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑥ 起業支援事業の実施年度、若しくは、それ以前の年度における「福岡よかここビジネスプランコンテスト」2次審査参加者、令和3年度以降の「県内市町村が実施するビジネスプランコンテスト」参加者（「福岡よかここビジネスプランコンテスト」2次審査参加者と同様に各ビジネスプランコンテストにおいてビジネスプランのブラッシュアップを受けた者）、又は令和3年度以降の「フクオカベンチャーマーケット」登壇者であること。

### 3. 補助対象事業

補助対象事業は、以下の（１）の①から⑦または（２）の①から⑤の要件をすべて満たす事業です。

#### （１）新たに起業する場合

補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。

##### ① 社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること。（社会性）

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。（事業性）

ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。（必要性）

エ 社会的事業分野については、地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化、社会教育、子育て支援、環境保護、社会福祉、多文化共生等であること。

##### ② 県内で実施する事業であること。

##### ③ 起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

##### ④ 公序良俗に反する事業でないこと。

##### ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

##### ⑥ 補助事業期間内において、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の資金を財源とする他の補助金、助成金、競争的資金、他の道府県で実施される地方創生起業支援事業の交付を受けないこと。

##### ⑦ 地域おこし協力隊員による起業の場合は、特別交付税の支援を受けていないこと。（任期終了の翌年を含む）

## 5. 事業の流れ

### (1) 補助事業期間中（交付申請から成果報告まで）

※二次募集では、  
スケジュールが  
異なります

5月	▶ 交付申請（応募）【 令和3年5月17日（月）～ 令和3年6月25日（金）※消印有効 】
6月	▶ 申請書類補正期間【 令和3年6月28日（月）～ 令和3年7月2日（金） 】
7月	▶ 一次審査（書面審査）【 令和3年7月7日（水）～令和3年7月14日（水） 】 ▶ 二次審査（プレゼン審査）【 令和3年7月21日（水） 予定 】（会場：振興センター） ▶ 内定者説明会【 令和3年7月28日（水） 予定 】（会場：振興センター）
8月	▶ 交付決定【 令和3年8月1日（日） 予定 】
9月	中間状況報告基準日 【令和3年9月30日（木）】
10月	▶ 中間状況報告書提出【 令和3年10月8日（金）】 ▶ 中間検査

11月	
12月	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業期間完了【令和4年1月31日（月）】</li> <li>▶ 実績報告書提出【令和4年2月8日（火）】</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 完了検査【実績報告書提出日から令和4年2月28日（月）】</li> <li>▶ 交付確定通知</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 補助金請求【交付確定通知を受領後5日以内又は<u>令和4年3月4日（金）</u>】</li> <li>▶ 補助金支払【令和4年3月下旬】</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 成果報告【令和4年4月10日（日）】</li> </ul>

※新型コロナウイルスの感染状況等により、実施方法、日程等を変更することがあります。



## 6. 補助対象経費

起業する事業に要する経費が対象となりますが、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費（※）
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※ 人件費・店舗等借入費・設備リース費については、交付決定日より前の契約であったとしても、交付決定日以降に支払った補助事業期間中の当該費用は補助対象となります。

### ※補助対象経費についての注意事項

補助対象となる経費は、補助事業期間中に、補助事業を実施するうえで直接必要となる費用の支出に限られます。補助事業期間中に発注や引き渡しがあっても、補助事業の実際の実施時期が補助事業期間外の場合、当該経費は補助対象にはなりません。

- 例：① 機械装置等を購入したものの、補助事業完了までに当該機械装置等を設置していない場合  
② ホームページを作成したものの、補助事業完了までにホームページを公開していない場合  
③ 新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助事業完了までに広告掲載した新聞・雑誌等が発行されない場合

## 【書類の入手方法】

○申請書類等のダウンロードは、福岡よかところ起業支援金ホームページのサイドメニューから「様式等 ダウンロード」をクリックしてから入手ください。

<https://fy-kigyo.com/>（福岡よかところ起業支援金事業）

## 【書類の送付・問合せ・相談予約等】

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階  
公益財団法人福岡県中小企業振興センター 福岡よかところ起業支援金事務局 宛

Tel : 092-622-5432

HP: <https://fy-kigyo.com/>

E-mail : [kigyo@joho-fukuoka.or.jp](mailto:kigyo@joho-fukuoka.or.jp)

お問合せメールフォーム >> <https://fy-kigyo.com/contact>

○ご不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

**詳細は「福岡よかところ起業支援金事務局」へ必ず確認してください。**